

○内閣府
令第二号
文部科学省

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 盛山 正仁

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令（昭和五十年総理府令第一号）の
文部省

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五條第二号の銃砲の範圍を定める命令</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五條第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二條第二号の銃砲の範圍を定める命令</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二條第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。</p>

附 則

この命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。